



広報

いいんざい

4.15

平成29年(2017)4月15日号
No.829

- 公共施設のいま 2
- ゴールボール日本代表がやって来る 3
- 健(検)診の申し込み 3
- いいんざいトピックス 7



薫風に揺れる藤の花

木下万葉公園の丘の上には輪の形をした藤棚があり、4月下旬から5月上旬に見ごろを迎えます。園内では新緑の間から吹いてくる風とともに、やわらかな藤の花の香りが感じられます。開花状況は市ホームページでお知らせします。園木下万葉公園(木下1944)

誰もが安心して暮らせるように 「犯罪被害者等支援条例を制定しました」

誰もが突然、犯罪被害に遭う可能性があります。被害に遭うと、その事実を受け入れることができないまま、さまざまな問題や心身に起きる変化に直面することがあります。

犯罪被害者支援は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会のために必要な施策です。市では、被害に遭った人が1日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう「印西市犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月から施行しました。



被害に遭った人に

市が支援できること

相談・情報の提供

● 困り事や不安について総合的に相談できる窓口を設けています。まずお話を聞き、何が必要で何ができるかを一緒に考えます。

● 相談内容に応じ、適切な関係機関(千葉犯罪被害者センター・千葉県弁護士会など)を紹介します。

また、市の制度やさまざまな手続きを紹介し、被害者の負担を軽減できるようにサポートします。

見舞金の支給

犯罪被害に遭い、お亡くなりになった人のご家族に「遺族見舞金」を、全治1ヵ月以上の傷害を負った被害者に「傷書見舞金」を支給します。

転居費用の助成

自宅やその付近が犯行現場となり、住み続けることができず転居を余儀なくされた被害者などに転居費用を助成します。

※見舞金の支給、転居費用の助成には、被害者や遺族が印西市に住民票を有するなど、一定の要件があります。

地域や事業者の皆さんの

理解と協力が重要です

犯罪被害に遭った人が、再び安心して平穏な生活を過ごせるようになるには、市だけでなく、身近な地域の人や事業者の皆さんの理解と支援が必要です。

犯罪被害に遭ったら

一人で悩まず相談窓口へ

相談窓口 市役所市民安全課
電話相談 ☎33-4435